

# 非営利法人ニュース

2019年  
6月号  
Vol. 76



発行 公益織研 非営利法人総合研究所  
東京都港区新橋6-7-9 新橋アイランドビル  
TEL 03-5405-1811 / FAX 03-5405-1814  
編集協力 (特非)国際ボランティア事業団・(公財)公益推進協会・NPO法人設立運営センター

## ★★ お勧め相談会情報 ★★

### 【1】法人設立無料相談会 (NPO・一般社団、財団法人)

- \* 法人設立の申請方法等の手続きについて等
  - \* それぞれの法人の専門家がご相談をお受けします
- 完全予約制の個別相談です

- 日時 毎週月曜日 午後13時30分～17時  
(相談時間は1組50分を予定しております)
- 会場 東京都港区新橋6-7-9 新橋アイランドビル1階会議室  
(新橋駅烏森口より徒歩7分・御成門駅より徒歩5分)
- 相談料 無料

## ★★ 助成金のお知らせ ★★

### 【2】緩和ケア普及推進基金

□目的:生命を脅かす疾患による問題に直面する患者さんとその家族に対し、苦しみを予防、和らげることで、クオリティ・オブ・ライフを改善するようなアプローチをしている団体に対し、その活動を側面から支援して活動成果の助長奨励の一助とすることで、不安や苦しみが少しでも減り、笑顔が増えることを目的とします。

□助成対象:日本国内において実施される活動で、以下の要件のいずれかを満たしたものの。

- (1) 緩和ケアに対する様々な普及啓発活動
- (2) NPO法人、公益社団法人、公益財団法人、医療法人、社会福祉法人  
その他この基金の趣旨に合致するとして理事会が特別に認めた非営利法人

□助成件数:5団体程度

□助成期間:単年度(2019年7月～2020年6月までの間の活動)

□助成額:1事業あたり50万円を上限とする。

(パソコン・カメラ等の耐久消費財の購入・常勤スタッフの person 費等の経常的経費は対象外)

□募集期間:2019年6月3日～2019年7月29日 ※当日消印有効

### 【3】横寺敏夫 患者と家族の支援基金

□目的:療養中の患者さんやご家族のサポートを積極的に行う団体及び個人に対し、その活動を側面から支援して活動成果の助長奨励の一助とすることで、不安や苦しみが少しでも減り、笑顔が増えることを目的とします。

□助成対象:日本国内において実施される活動で、以下の要件のいずれかを満たしたものの。

- (1) 患者さんやご家族に対する様々な支援活動
- (2) その他この基金の目的達成に資する活動

□助成件数:2019年は3団体程度

□助成期間:単年度(2019年7月～2020年6月までの間の活動)

□助成額:1事業あたり50万円を上限とする。

(パソコン・カメラ等の耐久消費財の購入・常勤スタッフの person 費等の経常的経費は対象外)

□募集期間:2019年4月1日～2019年6月30日 ※当日消印有効

※応募手続き:応募用紙は、当財団ホームページ(<https://kosuiky.com/>)よりダウンロードし、必要事項を記入した応募用紙と添付書類を郵送してください

※その他応募に必要な書類、選考方法等助成金に関する詳しい情報は、財団ホームページ(<https://kosuiky.com/>)をご覧ください

※助成金情報はリンクフリーですので、ご自由にリンクしていただき情報提供をお願い致します



◎情報満載!今月のもくじ◎

相談会情報	1
助成金情報	1
非営利法人関連情報	2.3
CEOコラム	4
編集後記	4

### ☆相談会申込方法☆

#### 【1】法人設立無料相談会

→特定非営利活動法人  
国際ボランティア事業団  
TEL 03-5405-1813  
FAX 03-5405-1814  
メール npoinfo@iva.jp

#### ■必要事項

- ①参加日
- ②参加者氏名
- ③団体名
- ④案内送付先郵便番号、住所
- ⑤電話
- ⑥ファックス
- ⑦メールアドレス

### ☆助成金応募先等☆

#### 【2】【3】助成金

→公益財団法人公益推進協会

応募用紙等郵送先  
〒105-0004  
東京都港区新橋6-7-9  
新橋アイランドビル2階  
(公財)公益推進協会  
・緩和ケア普及推進基金  
・横寺敏夫患者と家族の支援基金  
担当 高野宛

お問い合わせ  
03-5425-4201  
(問合せ対応時間:平日10時～18時)



## 「高齢者の免許はなぜ取り消せない？」

公益総研株式会社 首席研究員兼CEO  
 公益財団法人公益推進協会 代表理事  
 (特非)国際ボランティア事業団 理事長 福島 達也



最近毎日のように、高齢者が車の事故を引き起こしている。「まるで、走る凶器のようだ！」と思うのは私だけだろうか？とはいっても、ナイフをもってウロウロする犯罪者と違って、普段はとても温厚でやさしい人たちばかりだろうから、よっぽどでないとは予見できない。ここまで事故が多くなると、高齢者＝殺人犯予備群と言われても仕方ないが、車さえ運転しなければ決してそういう人たちではない。しかし、実際、車を運転する高齢者は、事故予備群であり、殺人予備群と言われても過言ではないだろう。もちろん、我々高齢者以外もいつ事故を起こすかわからないのだから、決して高齢者だけの問題ではないが、事故を起こす確率から考えても、ここはどうすべきか政府も真剣に考えるべきだ。

ある新聞の社説で、「高齢者の運転適応能力が低下するのは、自然の摂理だ」と指摘したうえで、「免許返納の促進は、被害者のみならず、高齢ドライバーを守るためのものでもある。被害者にとってはもちろん、事故は加害者やその家族にとっても悲劇に他ならない」と書き、主張をうまく補強している。社説としてはうまい論じ方である。さらに「運転に不安があれば自主的に返納すべきである。家族も目を配りたいが、明らかに能力を欠きながら運転に固執するケースには、強制力をもって免許を返納させる仕組みが必要ではないか」と訴えている。しかし、実際にどうやって返納させるか、その仕組みづくりは本当に難しいのだ。道交法では、更新時や違反時などに義務づけた検査で認知症と診断されれば免許停止や取り消しにできるよう改正されて久しい。実際、事故を起こした高齢者は、直前の免許更新時に認知機能検査を受け、認知症ではないとされている。だから、その診断結果がかえって運転能力への過信につながり、大手を振って運転にいそしんでいるのである。まったく意味がないのだ。認知症以外の運転技能検査の義務付けを訴える人も多いが、それをかいくぐった高齢者は、さらに一段と切れ味鋭い凶器になるだろう……。

だから私は、高齢者に対しては、どんな検査をしても無駄だと思う。しかし、年齢に伴う判断力や運転技能の低下は、明らかに事故に直結する可能性は高い。だったらどうすべきか??? そう、運転免許は、取得の最低年齢があるのだから、最高年齢があるのが普通ではないだろうか? 17歳の人と80歳の人を運動能力や判断能力を比較して、80歳の方が上だと国は思っているようだが、私はむしろ、15歳と80歳が同じくらいではないかと思っている。だったら、18歳からしか自動車免許が取得できないのだから、80歳くらいで免許を強制返上させるのが当たり前ではないだろうか? もちろん、問題は一筋縄ではいかないのである。高齢者を殺人凶器と変えさせているのは、紛れもなく政府そのものなのだ。私のコラムを読むまでのことはなく、最近では公的年金の受給開始時期について70歳超も選択可能にする検討が始まっていることをご存じだろう。さらに政府は、定年を65歳まで引き上げるだけでなく、将来は強制的に70歳まで引き上げようとしているのだ。つまり社会の高齢化が加速度的に進むなかで、働く意欲のある高齢者の就労をどんどん増やし、公的年金制度などの社会保障を財政的に維持していこうというのが、今政府が一番真剣に考えていることなのだ。働き改革とはまさにそれだ。

ここで注目したいのは、高齢者の労働と運転免許の関係である。運転免許がなければ従事できない仕事もある。だから、強制力をもって免許を返納させた場合、どの年齢で線引きを行うべきかという問題が次に発生する。運転技能と判断力があって十分仕事がこなせる高齢者であっても、ある一定の年齢になると、免許を取り上げられる。そうなれば健全な高齢者から「こんな理不尽なことは納得できない」との不満の声が多く上がるはずだ。政府が高齢者の就労を押し進めようとしているだけになおさらだ。

もっと問題なのは、地方では車は生活必需品だ。「車がなければ生きていけない」とうそぶく人も多い。当然、地方に住む高齢者も、食材を求めてスーパーマーケットまで出かけたたり、定期的に持病の診察を受けに町の診療所まで行ったりするのに、車が運転できなければ不便でどうしようもない。高齢者の交通事故をなくすためには、こうした問題点もよく考える必要がある。

なので私は提案する!! 高齢者の移動こそ、今後の社会の問題ととらえ、高齢者が車を運転しなくてもよいシステムを作り上げてほしい。国会議員も、子育て支援にばかりお金と時間をかけていないで、高齢者の移動をどのように地域で解決するか、それを真剣に検討してほしい。それができれば、高齢者の運転免許を強制的に返上させてもよいのではないだろうか?

でも無理かな・・・だって、選挙に行くのは高齢者ばかり。高齢者の免許返上に加担した議員なんか当選するわけないか・・・。あーあ、選挙年齢にも上限って無理ですかね???

.....CEOコラムバックナンバーはこちらから→ [https://www.iva.jp/nposouken/ceo\\_column.html](https://www.iva.jp/nposouken/ceo_column.html)

## \*編集後記\*

本格的な夏を目前にして、読者の皆さま体調はいかがででしょうか。風邪などにお気をつけください。今回は、行政手続も電子化へというおはなし。原則行政手続を、電子申請に統一するデジタルファースト法が先般国会にて成立しました。具体的には行政手続(申請及び申請に基づく処分通知)について、オンライン実施を原則化し、行政手続に関連する民間手続のワンストップ化が図られます。具体的にはネットで住民票の移転手続をすると、電気やガス、水道の契約変更が可能に。相続や死亡の申請もネットで完結できるようになるとか。さらに、マイナンバーの「通知カード」を廃止し、マイナンバーカードの普及を図るようです。私はつくりましたが、確かに周囲を見ると普及率は低いですね。(約13%のようです。)

(しらすぎ)